

世界8資産リスク分散バランスファンド(目標払出し型)

愛称

しあわせのしずく

追加型投信／内外／資産複合



目標分配水準の見直しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「世界8資産リスク分散バランスファンド(目標払出し型) 愛称：しあわせのしずく」(以下「当ファンド」)では、目標分配水準(分配金)の見直しを行いました。これにより、2026年11月から2029年11月までの毎月の決算時に1万口当たり24円(課税前)を分配することをめざします。

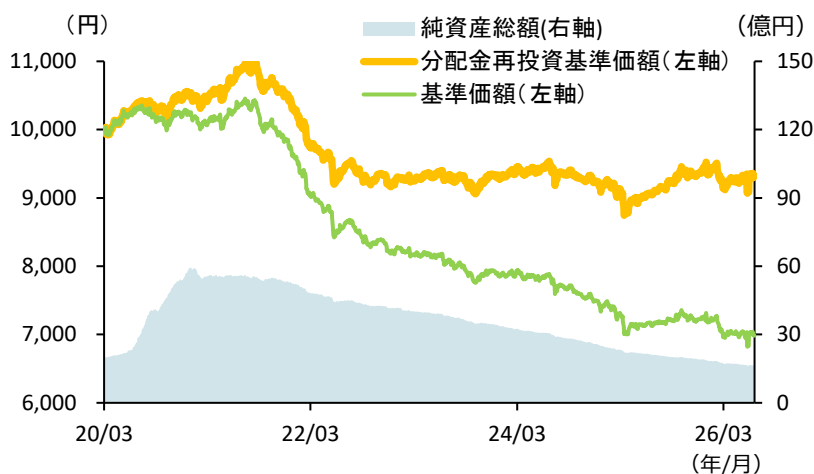
目標分配水準(分配金)および適用期間(1万口当たり、課税前)

2023年10月～2026年10月	2026年11月～2029年11月
30円	24円*

* 目標分配水準

- 分配金は投資収益にかかわらず、目標分配水準に応じてお支払いすることをめざします。したがって、投資収益が目標分配水準に満たなかった場合などには、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しに相当する場合があります。そのため、投資元本は分配毎に減少する可能性があります。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

運用実績の推移(設定来)



基準価額(7月13日時点)

6,984円

※期間：2020年3月26日(設定日前営業日)～2026年7月13日(日次)

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

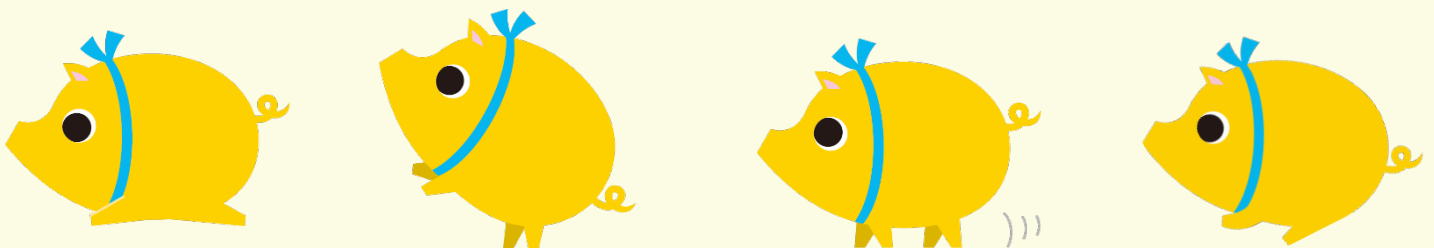
目標分配水準の見直しに関する考え方

「世界8資産リスク分散バランスファンド 目標払出し型 愛称：しあわせのしずく」は、目標分配水準に応じて分配金をお支払いすることをめざすファンドです。目標分配水準は原則3年毎に見直しを行い、基準価額のほか、市況動向や経済動向などを勘案し、新しい目標分配水準を決定します。

今般の目標分配水準見直しのベースとなる、2026年7月の決算時の基準価額は当ファンドにとって厳しい投資環境が続いたことや分配金の支払い（設定来累計分配金2,420円、2026年7月13日時点）を受けて、6,984円となりました。この基準価額水準のまま目標分配水準（30円（課税前））を継続した場合、足もとの基準価額水準に対して分配金額の割合が相対的に大きくなることから、投資家のみなさまの運用効率の低下につながると判断し、引き下げることにいたしました。

基準価額および純資産総額の回復を図ることに努めるため、目標分配水準を従来の30円（課税前）から6円引下げ、24円（課税前）とすることが適切と判断いたしました。

今後も原則3年毎に目標分配水準の見直しを行い、「マーケットの大きな下落を教訓に、資産の減少を抑制することをめざす。中長期的に安定した収益の獲得をめざし、資産を育てつつ有意義に使う」という当ファンドのコンセプトの実現をめざし、運用を行ってまいります。

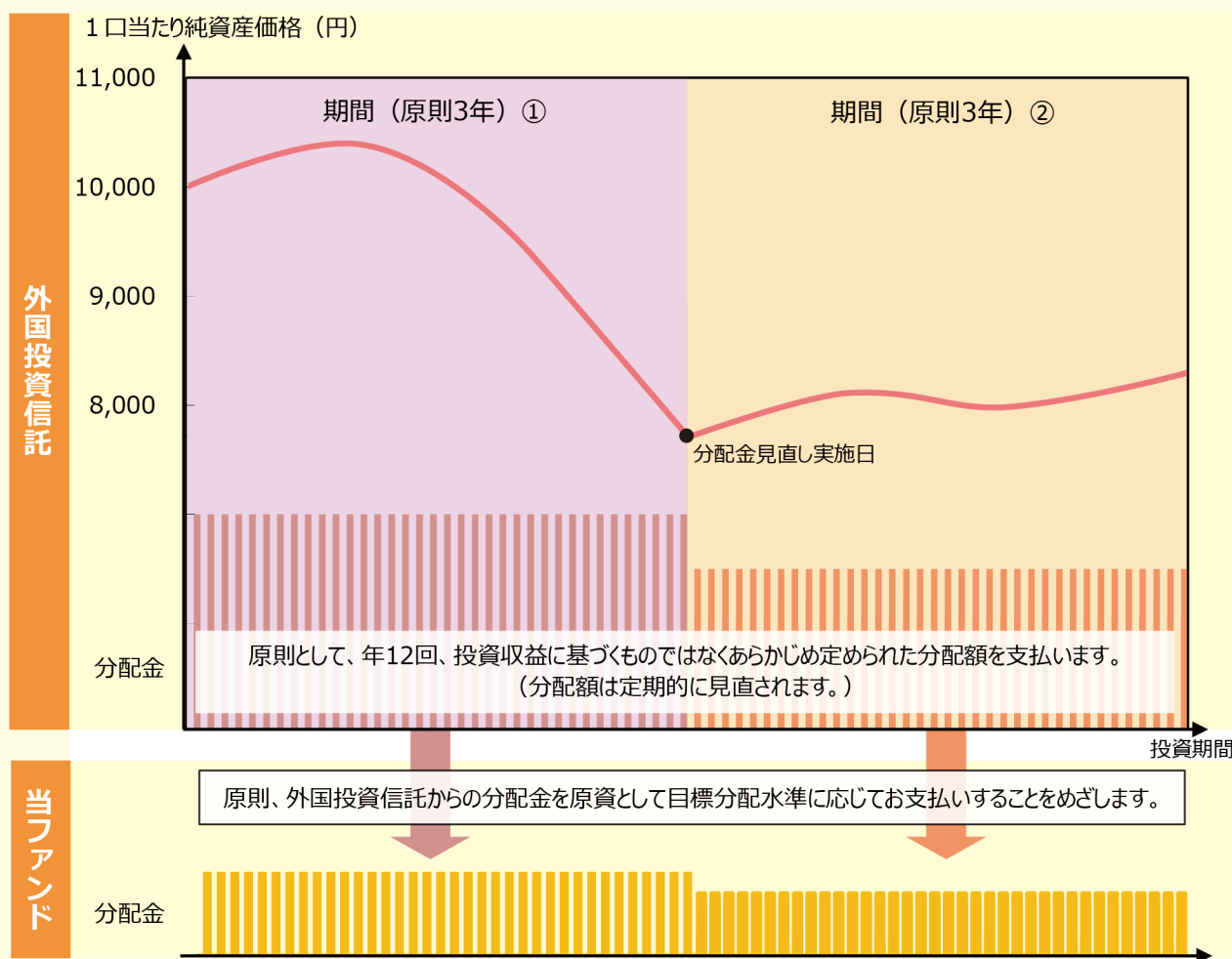


資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※巻末の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資対象とする外国投資信託の 分配イメージ

投資対象とする外国投資信託は、原則として、年12回、投資収益に基づくものではなくあらかじめ定められた分配額を支払います（分配額は原則3年毎に見直されます）。分配額は引き下げられる可能性があり、その場合、当ファンドの目標分配水準も引き下げられることがあります。



※分配金見直し実施日は、当ファンドの目標分配水準の変更を行う月における外国投資信託の分配金決定日を指します。

※▲は見直された目標分配水準が適用されるタイミングを示しています。

※投資対象とする外国投資信託の分配頻度は年12回となっています。

上記はイメージであり、将来の外国投資信託の純資産価格、分配金の支払い、
またはその金額について示唆・保証するものではありません。

※巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

「しあわせのしずく」が めざすもの

ファンドコンセプト

マーケットの大きな下落を教訓に、
資産の減少を抑制することをめざす

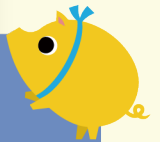
中長期的に安定した収益の獲得をめざし、
資産を育てつつ有意義に使う

※「資産」はここでは、分配金を含めたトータルリターンベースを想定しています。

「しあわせのしずく」の3つのポイント

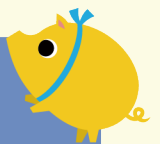
………
ポイント
①

事前に提示する目標分配水準に応じて、
毎月分配金の支払いをめざすファンド



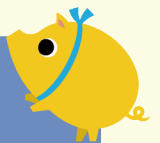
………
ポイント
②

世界の8資産に分散投資を行う
バランスファンド



………
ポイント
③

徹底した分散投資でリスクを
年率4%程度に抑えることをめざすファンド



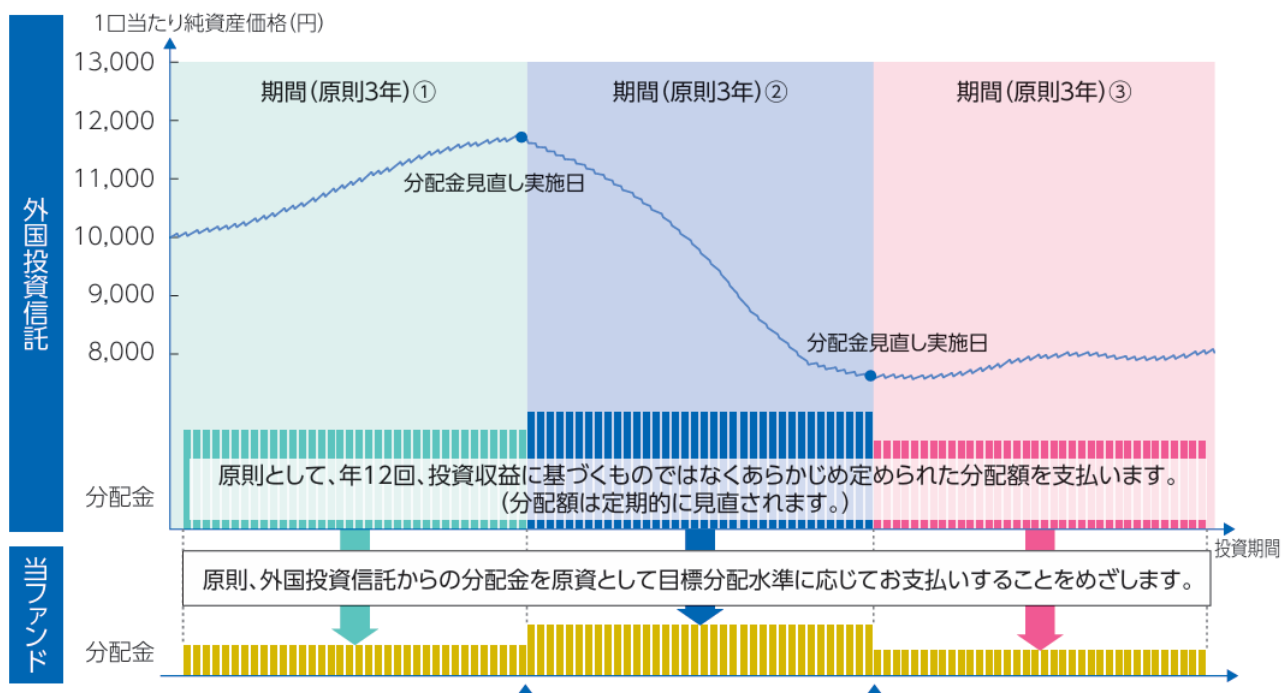
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

※巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資対象とする外国投資信託の分配金に関する留意事項

投資対象とする外国投資信託は、原則として、年12回、投資収益に基づくものではなくあらかじめ定められた分配額を支払います(分配額は原則3年毎に見直されます)。分配金が支払われると外国投資信託の純資産価格は下がります。投資収益が十分でない場合に分配を行うと、外国投資信託ならびに当ファンドにおいては分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場合、外国投資信託の純資産価格ならびに当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

投資対象とする外国投資信託の分配イメージ



※分配金見直し実施日は、当ファンドの目標分配水準の変更を行う月における外国投資信託の分配金決定日を指します。

※▲は見直された目標分配水準が適用されるタイミングを示しています。

※投資対象とする外国投資信託の分配頻度は年12回となっています。

- ・上記はイメージであり、将来の外国投資信託の純資産価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。
- ・当ファンドは外国投資信託を高位に組み入れますが、その他資産・現金等も保有することによる受取分配金の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮した内部留保により、当ファンドの分配金の水準および基準価額の動きと、外国投資信託の分配金の水準および純資産価格の値動きは同一にはなりません。
- ・こうした分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点での法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合などには、分配金額が変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 市場(価格変動)リスク

当ファンドが主として投資を行う外国投資信託では、トータル・リターン・スワップを活用し、株価指数先物・債券先物等のデリバティブ取引等を通じて国内外の債券、株式および不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある資産等に投資を行います。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。債券の価格は、金利変動等の影響を受けます。また金利変動は、債券・株式・リート・通貨等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。これらの資産は、上記の影響などを受け価格が変動するため、当ファンドの基準価額はその影響を受け、下落することがあります。

● 資産配分リスク

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは外国投資信託を通じて債券・株式・リートに資産配分を行い、基準価額の変動リスクが年率4%程度となるよう運用を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となるほか、目標とする変動リスク以上に基準価額が変動する場合があります。なお、当ファンドは外国投資信託を通じて安定資産や現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

● デリバティブ取引等に関するリスク

当ファンドが主として投資する外国投資信託で行うトータル・リターン・スワップについては、金利の動きや発行体のクレジット動向等の影響を受けるほか、取引相手先が倒産した場合、運用の継続が困難となり投資成果を享受することができなくなる可能性があることや、担保が不足することなどにより、損失を被り、基準価額が下落する要因となります。なお、トータル・リターン・スワップを含むデリバティブ取引等においては、対象となる原資産以上の値動きをすることがあり、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

● 為替変動リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは通貨配分比率を決定する際、収益を追求する目的のほか実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行う目的を含む場合があります。為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

● 金利変動リスク

金利の変動は、債券等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に債券の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが外国投資信託を通じて投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが外国投資信託を通じて投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

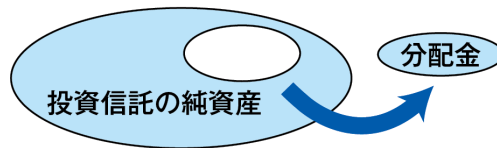
● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは外国投資信託を通じて新興国の株式、債券にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式、債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式、債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

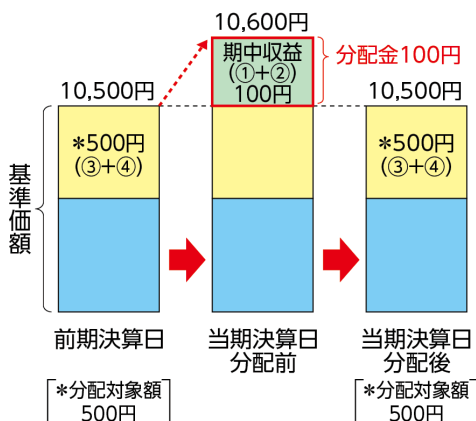
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

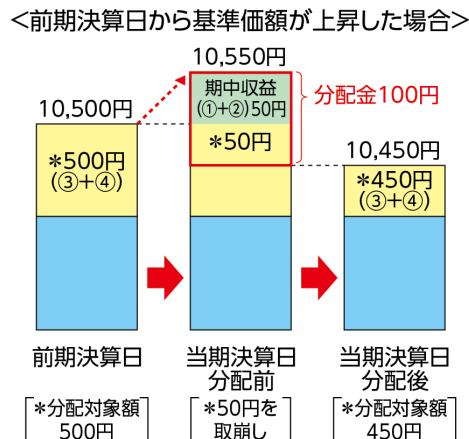
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

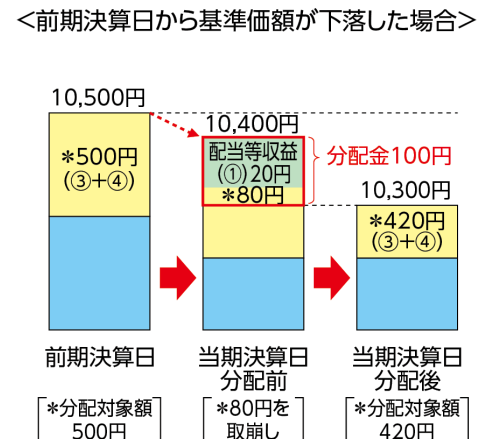
ケースA



ケースB



ケースC



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

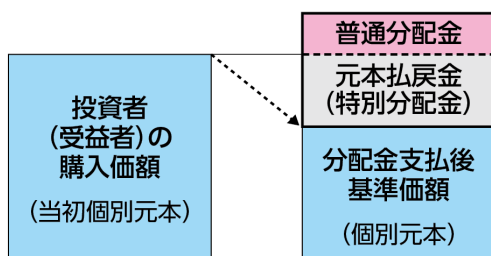
ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

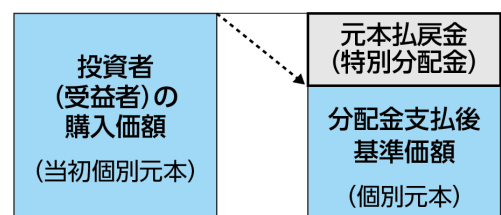
投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

※巻末の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

お申込みメモ(ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)	信託期間	2030年7月11日まで(2020年3月27日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	当ファンドの1万口当たりの基準価額(過去に支払った収益分配金の金額は含みません。)*が、2,000円を下回った場合には、投資対象とする投資信託証券の売却を行い、一定期間後に信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。また、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合は、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・ 純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・ やむを得ない事情が発生した場合
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額		
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。		
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎月11日(休業日の場合は翌営業日)
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、投資を行った投資信託証券の換金停止があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 上限: 1.1%(税抜1.0%)
信託財産留保額	ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担: ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率1.202%(税抜1.145%)程度(概算)* ※上記は、当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券にかかる年率報酬等を合わせたもので、投資対象とする投資信託証券を高位に組入れた状態およびトータル・リターン・スワップ取引に関連する費用が最大になる資産配分で算出した概算値です。この値は目安であり、スワップ取引の実際の資産配分によって変動する可能性があります。 ・ファンド: ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.627%(税抜0.57%) ・投資対象とする外国投資信託: - 信託報酬: 外国投資信託の純資産総額に対して年率0.175%程度*¹ *1 ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。 - トータル・リターン・スワップに関連する費用: 年率0.036%~0.40%程度*² *2 外国投資信託が行うスワップ取引の資産配分の状況に応じてスワップ運営手数料が当該スワップ取引の日々の評価額から差し引かれます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有望証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※投資対象とする外国投資信託においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。また、スワップ取引における実質的な資産等の売買時において、0.003%~0.10%程度の取引コストに相当する率が評価額から差し引かれます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

投資信託に関する注意事項

- 投資信託は、預金・貯金ではありません。
また、投資信託は、元本および利回りの保証がない商品です。
- 当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託の申し込みにあたっては、リスクや手数料等を含む商品内容が記載された重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面の内容を必ずご確認ください。
- ゆうちょ銀行各店または投資信託取扱局の窓口での申し込みに際しては、重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を、書面交付または電子交付しております。インターネットでの申し込みに際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を電子交付しております。
- 日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介(金融商品仲介行為)を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

◆ファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
<受託会社>みずほ信託銀行株式会社
<販売会社>株式会社ゆうちょ銀行

◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

お申し込みは



〔登録金融機関(販売取扱会社)〕
株式会社ゆうちょ銀行
関東財務局長(登金)第611号
〔加入協会〕日本証券業協会

〔金融商品仲介業者〕
日本郵便株式会社
関東財務局長(登仲)第325号

設定・運用は



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長
(金商)第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

※郵便局(投資信託取扱局)の店頭では、販売・購入に係るお取り扱いを行っておりません。